

令和2年第2回士別市議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月5日（金曜日）

午前10時00分開会

午後11時08分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 行政報告について

日程第 3 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 議案第 43号 士別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 44号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 49号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 45号 士別市税条例等の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 46号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 53号 令和2年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第 47号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 48号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 50号 工事請負契約の締結について

日程第11 議案第 51号 損害賠償の額を定めることについて

日程第12 議案第 52号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第5号）

日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君

11番	丹 正 臣 君	12番	国 忠 崇 史 君
13番	大 西 陽 君	14番	谷 口 隆 德 君
15番	山 居 忠 彰 君	16番	遠 山 昭 二 君
議長 17番	松ヶ平 哲 幸 君		

出席説明員

市 長	牧 野 勇 司 君	副 市 長	相 山 佳 則 君
総 務 部 長	中 舘 佳 嗣 君	市民自治部長	法 邑 和 浩 君
健康福祉部長	田 中 寿 幸 君	経 済 部 長	井 出 俊 博 君
建設水道部長	千 葉 靖 紀 君	朝 日 支 所 長	武 田 泰 和 君

教 育 委 員 会 長	中 峰 寿 彰 君	教 育 委 員 会 長	鴻 野 弘 志 君
教 育 委 員 会 長		教 育 委 員 会 長	

病 院 事 業 者	三 好 信 之 君	市 立 病 院 長	加 藤 浩 美 君
病 院 事 業 者		市 立 病 院 長	

農 業 委 員 会 長	飛 世 薫 君	農 業 委 員 会 長	藪 中 晃 宏 君
農 業 委 員 会 長		農 業 委 員 会 長	

監 査 委 員	吉 田 博 行 君	監 査 委 員 長	岡 崎 忠 幸 君
監 査 委 員		監 査 委 員 長	

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	穴 田 義 文 君	議 会 事 務 局 長	岡 崎 浩 章 君
議 会 事 務 局 長		議 会 事 務 局 長	
議 会 事 務 局 副 長	前 畑 美 香 君	議 会 事 務 局 副 長	駒 井 靖 亮 君
議 会 事 務 局 副 長		議 会 事 務 局 副 長	

(午前10時00分開会)

○議長(松ヶ平哲幸君) 令和2年第2回定例会が招集されましたところ、本日の出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長(松ヶ平哲幸君) 本定例会の会議録署名議員には、2番 真保 誠議員、3番 苔口千笑議員、4番 村上緑一議員を指名いたします。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(穴田義文君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

報告第6号 出資団体の経営状況報告について(士別市農畜産物加工株式会社)

報告第7号 出資団体の経営状況報告について(株式会社翠月)

報告第8号 出資団体の経営状況報告について(羊と雲の丘観光株式会社)

報告第9号 出資団体の経営状況報告について(まちづくり士別株式会社)

議案第43号 士別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第45号 士別市税条例等の一部を改正する条例について

議案第46号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第47号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第48号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第49号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 工事請負契約の締結について

議案第51号 損害賠償の額を定めることについて

議案第52号 令和2年度士別市一般会計補正予算(第5号)

議案第53号 令和2年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 1月、2月、3月分

3. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 上川北部市町村議会議長会（5月定例会）

イ. 開催日 令和2年5月20日

ロ. 会議概要 音威子府村で開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、書面により開催した。令和2年度事業計画（案）について外2案件を審議し、9月定例会について外2案件を協議した。

(2) 全国市議会議長会第96回定期総会

イ. 開催日 令和2年5月27日

ロ. 会議概要 東京都で開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、書面により開催した。部会提出議案26件及び会長提出議案5件を審議した。

4. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	牧野 勇 司	副市長	相山 佳 則
総務部長	中 館 佳 嗣	市民自治部長	法 邑 和 浩
健康福祉部長	田 中 寿 幸	経 済 部 長	井 出 俊 博
建設水道部長	千 葉 靖 紀	朝 日 支 所 長	武 田 泰 和
市民自治部 資源循環統括監 兼自治環境課長 兼バイオマス資 源堆肥化施設長	東 川 晃 宏	会 計 管 理 局 長	佐 藤 義 弘
企 画 課 長	大 橋 雅 民	創 生 戦 略 課 長	瀧 上 聡 典
総 務 課 長 兼新庁舎建設 課 (併)選挙管理 委員会事務局長	青 木 伸 裕	財 政 課 長 兼新庁舎建設課 庁舎整備管理監	丸 徹 也
市 民 課 長	佐 藤 祐 希	税 務 課 長	水 留 啓 諭
環境センター所長 兼バイオマス 資源堆肥化施設 管 理 監	今 井 博 明	上士別出張所所長 兼上士別構造改 善センター所長	吉 川 千 緒
多寄出張所所長 兼多寄研修 センター所長 兼多寄構造改善 センター所長	島 田 英 貴	温根別出張所所長 兼温根別生活 改善センター 所 長 兼 温 根 別 多目的研修集会 施 設 所 長	四ッ辻 秀 和

福祉課長	川原 広幸	こども・子育て 応援課長	藪 中 洋 行
保育推進課長	東川 由美	介護保険課長	青木 秀敏
地域包括ケア 推進課長	増田 晶彦	保健福祉 センター所長 兼成人病 センター所長	松ヶ平 久美子
いきいき健康 センター館長	菅井 勉	農業振興課長	藤田 昌也
畜産林務課長	徳竹 貴之	畜産林務課 林務管理監	鶴岡 明浩
商工労働 観光課長	阿部 淳	国営農地再編 推進課長	喜多 伸光
都市整備課長 兼新庁舎建設 庁舎建築管理監	佐々木 誠	都市整備課 土木管理監	村田 雄大
都市整備課 建築管理監 兼新庁舎建設 庁舎施工管理監	峯垣 智剛	都市整備課 上下水道管理監	山下 正明
施設管理課長	土田 実	施設維持 センター所長	輿水 賢治
地域住民課長	庄司 伸一	経済建設課長	岡田 詔彦
会計課長	坂本 洋紅	保健福祉 センター副長	川原 淳子
教育委員会 教育会長	中峰 寿彰	教育委員会 生涯学習部長	鴻野 弘志
教育委員会 生涯学習部 合宿の里統括監	三上 正洋	教育委員会 学校教育課長	須藤 友章
教育委員会 学校教育課 教育事務管理監	大留 義幸	教育委員会 教東高等学 校事務課長	河口 光輝
教育委員会 学校給食 センター所長	古川 優	教育委員会 社会教育課長	武山 鉄也
教育委員会 中央公民館 兼市民文化 センター館長	千葉 真奈美	教育委員会 図書館 兼生涯学習 センター所長	岡田 英俊

教育委員会 兼館長 兼会長 兼展示長	水田 一彦	教育委員会 兼里・ツ 兼課長 兼交流長	坂本 英樹
教育委員会 兼里・ツ 兼推進課 兼管理監	館岡 隆一	教育委員会 兼学校 兼教育課 兼副長	友田 正樹
病院事業 兼副管 兼理事	三好 信之	市立病院 兼事務 兼局長	加藤 浩美
市立病院事務 兼局長 兼管理課	池田 亨	市立病院事務 兼局長 兼管理課 兼監	阿部 也寸志
農業委員会 兼会長	飛世 薫	農業委員会 兼会長 兼職務 兼代理者	保科 隆志
農業委員会 兼局長	藪中 晃宏	農業委員会 兼局長 兼総務課 兼課長	林 秀忠
監査委員	吉田 博幸	監査委員 兼局長	岡崎 忠幸

5. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	穴田 義文	議会事務局 兼総務課 兼局長	岡崎 浩章
議会事務局 兼総務課 兼副局長	前畑 美香	議会事務局 兼総務課 兼主任主事	駒井 靖亮

以上報告する

令和2年6月5日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月24日までの20日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月24日までの20日間と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第2、行政報告についてを議題に供します。

行政報告を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 令和2年第2回士別市議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

4月16日に全国に発せられた緊急事態宣言は5月25日に全て解除となり、北海道も感染拡大防止と社会経済活動の両立を段階的に進めていく新たなステージへと移っています。

この間、本市では15回にわたり対策本部会議を開催し、学校の休業を初め、社会教育や福祉施設の利用制限、各種イベントの中止や延期など、感染予防対策に取り組んできました。市民や事業者の皆様も不安な日々の中で、さまざまな活動の自粛要請等に協力をいただいていることに感謝申し上げます。

こうした中、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として示した、全ての市民を対象とする1人10万円の特別定額給付金と子育て世代への臨時特別給付金に関わる補正予算を4月28日の第1回臨時会において可決いただきました。

特別定額給付金については、オンライン方式での申請受付を5月1日から、郵送方式での受付を5月18日から開始し、対象となる9,247世帯のうち、6月4日までに93.72%に当たる8,666世帯の申請を受け付け、92.4%に当たる8,544世帯への給付が終了したところです。

一方、子育て世代への臨時特別給付金1万円についても、6月18日からの支給に向け準備を進めているところであり、両事業ともに今後も円滑な給付に努めてまいります。

国の地方創生臨時交付金などを活用した本市の経済対策としては、事業継続応援金事業の一部とさほっちタクシーデリバリー事業について、5月14日に専決処分を行い、5月22日の第2回臨時会で承認されたほか、士別商工会議所や朝日商工会と連携した地域活性化プレミアム付商品券事業やひとり親世帯への商品券交付事業などを盛り込んだ補正予算を可決いただき、それぞれ取り組みを進めているところです。

事業継続応援金事業については、5月15日から相談受付を開始し、電話や来庁による問い合わせや事業者を訪問しての相談を受け付けるなど、6月4日現在で126件の申請を受け付けし、112件の支給決定を行っています。

さほっちタクシーデリバリー事業については、5月15日から31日の間で実施し、延べ142世帯400食の利用があったところです。

地域活性化プレミアム付商品券事業については、これまで3回の検討委員会を開催し、プレミアム率や事業スキーム、実施時期など検討してきました。第2回臨時会での補正予算成立後は、実行委員会として実施に向けた協議を行い、8月3日のプレミアム付商品券の販売に向けて準備を進めているところです。

ひとり親世帯への商品券交付事業については、プレミアム付商品券の販売に合わせ、8月上旬の交付に向け準備を進めることとしています。

さらに、本定例会では国の第1次補正予算におけるGIGAスクール構想に関連した諸事業などを上程し、今後においては、収束局面から回復局面へ向けた新型コロナウイルス感染症の

拡大防止を図りつつ、社会経済活動の再開に向けた対策を国の第2次補正予算の動向も注視する中で速やかに実施してまいります。

なお、外出自粛要請などが長期間にわたったことから、高齢者の健康上の不安や生活上の困り事などを調査するため、例年8月から実施している地域担当職員による高齢者実態調査を6月1日から実施し、7月中には対象世帯の調査を完了するよう取り組んでいるところです。

次に、新庁舎の開庁についてです。

去る5月7日、松ヶ平議長を初めとする全議員、北口道議会議員のほか、関係機関の代表者、自治会連合会会長などの御出席を賜る中で、新庁舎開庁式を開催しました。

市民テラスにおいて式辞を申し上げ、松ヶ平議長から祝辞を頂戴したほか、旧庁舎の開庁当時から毎週欠かさずボランティアで花を提供くださいました千葉セツ様への社会貢献表彰と新庁舎開庁に当たり、多くの企業等から記念品を頂戴した中で、当日は代表してくるん会様への感謝状を贈呈し、その後、正面玄関前にて、銘板披露とテープカットを行いました。

緊急事態宣言が発令されている中、感染拡大防止のため、来賓を市内在住の方に限定し、規模縮小・時間短縮した式典でありましたが、市民の皆様とともに新しい時代への節目をお祝いすることができました。

また、旧庁舎解体・改修工事着工に向けては、使用しなくなった机や椅子などの備品等の有効活用を図るため、各自治会等への譲渡会を実施したほか、先般、工事に関わる入札を実施し、仮契約を締結したところであり、本日、本契約について提案する次第です。

今後においても、解体後の外構工事等の整備を計画的に進めるとともに、より親しまれ、より利用しやすいコミュニティ庁舎として活用を図ってまいります。

次に、農業関係についてです。

本年は、積雪が平年よりも少なく、雪解けも順調に進み、耕起・播種・移植などの農作業は、全般的におおむね順調に推移してきました。

現在の主要作物の状況について申し上げますと、水稻は天候に恵まれたことで耕起作業も順調に進み、移植作業も滞りなく終了したところです。

畑作物では、秋まき小麦がおおむね平年並みに生育し、春まき小麦や豆類、てん菜、タマネギ、バレイショについては、播種作業が停滞なく終了し、生育も順調に推移しています。

気象の長期予報では、気温、降水量ともに平年並みと予想されていますが、気象状況に合わせた栽培・品質管理対策を十分に行うとともに、農作業に係る安全対策などを関係機関との連携を密に図り、万全を期してまいります。

また、中士別地区の道営農地整備事業については、昨年から本格的に基盤整備工事を開始し、20.8ヘクタールの整備を行いました。今年は計画面積を80.4ヘクタールとしており、より一層基盤整備工事が本格化していきますので、引き続き土地改良区、JAと連携し、着実な事業の推進に努めてまいります。

次に、移住ナビデスクについてです。

本市への移住希望者や市民に向けて、移住定住に必要な情報発信や生活全般をサポートする総合的な相談窓口として移住ナビデスクを設置しました。

3月31日からインターネットの専用サイトを立ち上げ、まちの魅力や子育て、住まい、仕事などの情報を掲載しており、随時内容を更新しながら移住定住を希望している方に必要な情報発信を行っています。

5月7日からは、新庁舎への移転に合わせ、創生戦略課内に相談窓口を設置しました。

今後は、民間企業や関係団体とも連携しながら、引き続き移住定住の促進に努めてまいります。

次に、（仮称）まちなか交流プラザの整備についてです。

まちづくり士別株式会社については、4月1日付で社員3名を雇用して新たなスタートを切りました。また、（仮称）まちなか交流プラザ建設に充てる財源として、中小企業庁所管の令和2年度商店街活性化・観光消費創出事業にサフォークスタンプ協同組合と合同申請をした結果、事業採択がされ、5月27日に交付決定となりました。

現在は、3月に完成した実施設計に基づき、6月末の建設工事着工を目指し、準備を進めています。

今後においては、市民説明会を開催するとともに（仮称）まちなか交流プラザの愛称の募集、道の駅申請登録の準備や駐車場の整備に向けて、工事実施主体である旭川開発建設部と駐車場敷地売却等に向けた協議が進められるとのことです。

次に、市立病院の経営状況についてです。

元年度においても、新経営改革プランに沿って、回復期・慢性期などの長期療養を必要とする患者に対応するため、一般病棟60床、療養病棟88床の計148床とし、そのうち27床を地域包括ケア病床として設置し、運用したところです。

患者数は、入院では一般・療養病棟合わせて前年度と比較し1.9%の減、外来においては8.4%の減となりました。また、患者減少に伴い、医業収益は対前年度比4.8%の減となりましたが、診療材料費の減少、費用の圧縮にも努めた結果、病院経営改革プランで予定した8億9,500万円を一般会計から繰り入れし、約2,800万円の純利益となる見込みです。

診療体制については、常勤医師8名、非常勤医師2名体制でありましたが、本年1月末に山賀副院長が急逝され、北海道大学、旭川医科大学、名寄市立総合病院のほか、旭川市内の民間病院からの派遣を受けることにより診療体制を維持したところです。

本年4月からは新たに元市立旭川病院院長の子野日医師を院長補佐として迎え、外科診療にも当たっているところです。

今後、新型コロナウイルス感染症による診療体制や患者数の減少など病院経営への影響も懸念されるようですが、名寄市立総合病院との連携においては、地域医療連携推進法人の設立に向け準備を進めるとともに、地域医療構想の推進と新たな経営改革プランの策定、常勤医師の確保にも努めてまいります。

次に、学校の臨時休業についてです。

2月26日に北海道知事及び教育委員会からの要請を受け、翌日の27日から市内小・中学校、東高校の臨時休業を始めました。その後、春休みを挟んで一旦は通常登校を実施しましたが、4月20日から再び臨時休業とし、5月31日まで延長したところです。

今月1日からは、コロナウイルス感染リスクを可能な限り低減しつつ、子供の健やかな学びを保障する学校の新しい生活様式を踏まえた学校教育活動を再開しました。

次に、合宿の推進とホストタウンに関連する取り組みについてです。

令和元年度の合宿の実績は、大会参加を含め、スポーツ・文化合わせて508団体、延べ2万2,205人となりました。

このうちスポーツ合宿では438団体、延べ2万663人を受け入れましたが、前年度に比べて49団体、3,560人の減少となりました。その要因の一つとして2月と3月の2カ月間、新型コロナウイルスの影響で受け入れできなかったことが挙げられます。

また、ホストタウンに関連する取り組みについては、ドイツ、韓国、アルゼンチンの合宿受け入れに向けて、内閣官房や関係者の協力を得ながら調整を進めてきましたが、今般のオリンピック・パラリンピックの延期を受け、新型コロナウイルス収束後、改めて調整を進めることとしています。

また、台湾との教育面での交流となる訪日教育旅行については、2月17日から21日の日程で台中市立大甲工業高級中学の生徒4名と引率教諭1名を受け入れました。滞在期間中、土別東高校との学校交流を初め、茶道やそば打ちなどの文化体験、スキーやエアボードなどのウインタースポーツ体験のほか、羊と雲の丘や日本甜菜製糖土別製糖工場を見学するなど、本市を初めとする地域の魅力を発信することで台湾とのつながりを強めます。

次に、チャレンジデーの取り組みについてです。

本市では3年目の取り組みとなる予定であったチャレンジデー2020については、新型コロナウイルスの影響により、5月27日の一斉開催が中止とされた中、本市独自の取り組みとして2020おうちでチャレンジデーを実施し、市民皆スポーツの推進に努めたところです。

今回は集団で運動することが困難な中、参加表明をいただいた128の企業や団体などから、SNSの利用による動画の投稿を含め市民2,981人からの参加報告があり、16.1%の参加率となりました。

今後も市民の健康増進とスポーツの振興を通じ、元気なまちの実現に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊についてです。

本年、新たに農業分野に1名、綿羊分野に1名、観光分野に1名が加わり、合計で8名の協力隊員となりました。

このうち、今年3年目を迎える農業分野の1名と綿羊分野の2名については、活動期間の最終年を迎え、3名とも市内での就農及び就業、起業を希望されていることから、本市への定着を期待しているところです。

次に、公共工事の執行状況についてです。

本年度における建設工事等の発注については、3月に発注済のゼロ市債事業を含め123件、約18億313万円を予定したところです。

この5月末日までに、北川地区1号通り改良工事のほか、スポーツ交流館LED照明器具導入工事、朝日山村研修施設駐車場整備工事など、予定件数の約30%、36件の発注を終えたところであり、発注総額は約2億2,741万円となりました。なお、平均落札率は97.18%となっています。

6月には、旧武徳小学校校舎解体工事、し尿処理施設電気設備更新工事などの発注を予定しており、今後においても、市内の経済情勢を考慮し、適切な発注に努めてまいります。

結びに、第1回臨時会において、ウイルスとの闘いに打ち勝つためには何より市民の連携の力が重要だとお話しました。

今日においても、市内から新型コロナウイルスの感染者が発生していない状況にあるのは、市民や事業者の皆様がそれぞれに感染予防の取り組みを徹底された結果であり、まさに連携の力の成果であると感じています。改めて、市民の皆様の御協力や、医療関係、感染予防・生活支援に携わる多くの皆様の御尽力に対して感謝申し上げます。

感染者数の減少や医療の逼迫状況が改善されたことにより、全国に及ぶ緊急事態宣言は解除となりましたが、いまだ社会経済活動の段階的な緩和が進められている状況にあります。

有効なワクチンや治療薬ができるまでは、引き続き感染予防に取り組む必要があり、ウイルスとの闘いは長期化することが予想されることから、再度の感染拡大を予防するものとして新しい生活様式を日常生活に取り入れることが望まれています。

これまでと違った生活を求められる困難な局面は続いています。再び市民の連携の力でウイルスに打ち勝ちことができると確信しています。

皆様の御協力をいただきながら、日々の安心した暮らしを守れるよう万全を期していく考えです。

以上申し上げます。行政報告といたします。 (降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 以上で、行政報告を終わります。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第3、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長(相山佳則君) (登壇) ただいま議題となりました報告第5号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和元年度予算を令和2年度に繰り越して執行するのは、低所得者向けプレミアム付商品券事業を初めとする一般会計7事業です。

実施時期及び国の予算との関連から元年度予算における繰越明許費の措置について、それぞ

れ議決をいただいているところです。

本年度に執行できる額及び財源内訳は、繰越計算書のとおりであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号は報告を終わることにいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第4、議案第43号 士別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいま議題となりました議案第43号 士別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

令和2年4月1日から新設した会計年度任用職員について、市内学校において語学指導等を行う者の職種名に変更が生じたこと及び上士別公民館、多寄公民館、温根別公民館、朝日公民館の館長と主事の給与設定が必要なことから、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、議案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第5、議案第44号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第49号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第44号 士別市職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例及び議案第49号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

本市の職員が公務によらない負傷または疾病により勤務できない期間に病気休暇を取得した場合、その期間が90日を超えた時点で給与が半額となります。

一方で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合については、明確な治療薬がまだなく、勤務できない期間が長期化することも想定される現状を鑑み、当分の間本人の責により感染した場合を除き、90日を超えた場合の給与の減額を行わない取り扱いとするため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号及び議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第6、議案第45号 士別市税条例等の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑市民自治部長。

○市民自治部長(法邑和浩君) (登壇) ただいま議題となりました議案第45号 士別市税条例等の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月29日に、また、新型コロナウイルス感染症に対する緊急の税制上の措置が4月30日に公布されたことに伴い、市税条例等の一部を改正するものです。

まず、市民税に関する主な内容であります。婚姻の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一のひとり親控除を適用し、あわせて前年の合計所得金額が135万円以下で障害者や未成年者など、住民税非課税とする一定の要件に該当する場合の対象にひとり親を加え、令和3年度の課税から適用するものです。

また、肉用牛の売却による事業所得及び優良住宅地の造成等に土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に係る適用期限をそれぞれ3年間延長するものです。

次に、たばこ税についてですが、国のたばこ税と同様に、軽量の葉巻たばこ一本を紙巻きたばこ一本に換算する方法とし、令和2年10月1日から段階的に見直すものです。

次に、固定資産税及び都市計画税についてです。所有者不明土地に対する課税の公平性の観点から、調査を尽くしてもなお所有者が明らかとならない資産について、使用者を所有者とみなし、課税台帳に登録することができる規定のほか、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、相続人などの現に所有している者に対し、氏名・住所などの賦課徴収に必要な事項の申告規定を追加するものです。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する税制措置についてです。

市民税については、イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した場合、その金額について寄附金控除を適用し、個人住民税の税額控除の対象とする規定のほか、住宅を新築後、令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、所得税において住宅ローン控除が弾力的に適用される場合には、所得税から控除し切れなかった額を個人住民税から控除するものです。

次に、軽自動車税についてですが、令和2年9月30日までとしていた自家用軽自動車に係る環境性能割税率を1%分軽減する特例措置について、令和3年3月31日まで延長するものです。

次に、固定資産税及び都市計画税についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた課税標準の特例措置の適用対象に事業用家屋及び構築物を加え、適用年期限を令和4年度まで延長するものです。

また、収入が前年同期と比べておおむね20%以上減少した場合において、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税の納付について、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予することができる特例の創設に伴う所要の改正を行うほか、地方税法等の改正による条項または文言、改元に伴う元号の整理を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第7、議案第46号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第53号 令和2年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第46号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例並びに議案第53号 令和2年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

まず、士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

本改正は、地方税法の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る限度額を16万円から17万円に引き上げるとともに、低所得者に対する軽減判定所得について、基礎控除に加え、被保険者数に乗じる基準額を、5割軽減対象世帯については28万円から28万5,000円に、2割軽減対象世帯については51万円から52万円に引き上げ、適用範囲を拡大するほか、低未利用土地等を譲渡した場合の課税の特例を加えるものです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

なお、この減免措置に伴う国保税減収分については、国からの特別調整交付金及び災害等臨時特例補助金で全額補填されるものです。

次に、令和2年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

歳出については、事業費納付金の確定により393万3,000円を減額するほか、新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分の国保税減免に伴う還付金500万円及び普通交付金の令和元年度精算に伴う返還金162万1,000円を計上しました。

また、歳入では、税条例改正による限度額引き上げ等を行った上で、元年分所得の確定額を反映した結果、当初予算から619万7,000円下回ったため、これを減額するほか、特別調整交付金500万円及び繰越金162万1,000円を計上し、なお不足する国保税226万4,000円は国保支払準備基金繰入金をもって収支の均衡を図った次第です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第8、議案第47号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君）（登壇） ただいま議題となりました議案第47号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部改正により個人番号の通知カードが5月25日に廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付手数料を削除するものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第9、議案第48号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいま議題となりました議案第48号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

65歳以上の方の介護保険料については、国の基準などにに基づき所得に応じて9段階に設定しており、昨年10月から消費税増税により、第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料が減額賦課されているところです。

今年度は、消費税率10%への引き上げによる効果が半年から年間分へと増収になることに伴い、令和2年3月30日に介護保険法施行令の改正が行われ、減額幅が引き上げられたことから、所要の改正を行うものです。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の閣議決定により、介護保険料の減免基準が示されたことから、これに対応するための所要の改正を行うほか、生活保護基準をもとに5段階に設定している除雪サービスの収入基準について、昨年10月に生活保護基準が引き上げられたことに伴い、本年度の除雪サービスの収入基準額を増額改定するものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第10、議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長(中館佳嗣君)(登壇) ただいま議題となりました議案第50号 工事請負契約の締結について、その概要を御説明申し上げます。

当該工事請負契約は、旧士別市庁舎解体・改修工事で、5月18日、市内企業を対象とする制限付き一般競争入札に付した結果、大野・田中・大江特定建設工事共同企業体が2億3,936万円をもって落札したところであり、同日付で仮契約を締結しました。

この工事請負契約の本契約締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び士別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を求める次第です。

なお、本件の落札率は98.79%であり、当該特定建設工事共同企業体の協定書に基づく出資割合は、大野土建株式会社55%、株式会社田中工業25%、大江建設株式会社20%となっています。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。(降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第11、議案第51号 損害賠償の額を定めることについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。千葉建設水道部長。

○建設水道部長(千葉靖紀君)(登壇) ただいま議題となりました議案第51号 損害賠償の額を定めることについて、その概要を御説明申し上げます。

本案件は、去る4月3日午前4時頃、士別市川西町の市道川西10線において、個人所有の軽

自動車が雨水ます上を通過した際に、グレーチングが浮いていたことで前輪タイヤを損傷したことに対する損害賠償であります。

このたび、相手方との話し合いが合意に達し、車両の修復に要する額1万3,420円を賠償金として支払うため、示談書を取り交わそうとするものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、この賠償金につきましては、現行予算をもって対応し、道路賠償責任保険から全額補填されるものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第12、議案第52号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第5号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第52号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を御説明申し上げます。

本補正は、文部科学省が掲げる1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想に関連する事業のほか、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進する経営体育成交付金事業など、当面の措置を要する予算について所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について御説明申し上げます。

初めに、総務費です。

地域おこし協力隊活動事業費では、新規募集隊員の1名分の人件費などのほか、会計年度任用職員制度の導入に伴う国の地域おこし協力隊推進要綱の一部改正により、期末手当等の支給が可能となったことから、これらに要する経費576万8,000円を計上しました。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連する緊急対応策についてです。

新型コロナウイルス感染症対策事業費、市内保育所等保育料補償事業費、学校給食センター臨時休校対策事業費の3事業については、第1回臨時会において予算措置したところですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業となることから、それぞれ財源振替を行うものです。

国の緊急経済対策の第1弾にGIGAスクール構想の加速が盛り込まれ、令和5年度までの児童・生徒1人1台端末の実現などの目標を前倒して達成する方針が示されたことから、公立学校情報機器整備事業費では、タブレット端末購入経費等6,943万6,000円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費では、小・中学校内のネットワーク整備工事及び設定変更委託料として2,361万5,000円、情報通信教育推進事業費では、光ファイバー未整備地区の小・中学校で使用する端末のLTE通信料51万8,000円、家庭学習通信機器整備支援事業費では、家庭での遠隔学習を想定した貸出用USB型LTEデータ通信機器購入費250万8,000円、GIGAスクールサポーター配置支援事業費では、ICT環境の設計やマニュアルの作成、各校への使用方法の周知などを行うGIGAスクールサポーター業務委託料575万円、遠隔学習機能強化事業費では、遠隔学習に対応するため学校側が使用するWebカメラ購入経費11万6,000円、これらGIGAスクール構想に係る6事業合わせて1億194万3,000円を計上しました。

学校臨時休業学習支援事業費では、新型コロナウイルス感染症予防対策による学校の長期休業に伴い、授業時間を確保するため、夏休み・冬休み期間中の登校を想定し、特別教育支援員、心の教室相談員、適応指導教室ウィズ指導員、学校給食センター調理員の人件費566万9,000円を計上しました。

次に、民生費です。

民生委員活動事業費では、民生委員活動費の基準単価が改正となったことから、10万円を追加計上しました。

すくすく子育て支援事業費では、サフォークスタンプ協同組合からの寄附金を活用して、市内認可外保育所2施設及び私立幼稚園3施設に対する教材等購入助成金40万円を計上しました。

児童手当システム整備事業費では、児童手当制度におけるマイナンバーとの情報連携に伴うシステム改修費24万2,000円を計上しました。

次に、農林水産業費です。

農業農村担い手支援事業費では、農業支援員としての地域おこし協力隊の新規任用に伴い、受入地区研修支援助成事業補助金21万円を追加計上しました。

経営体育成交付金事業費では、北海道から予算配分の通知があったことから、株式会社大西農産ほか2事業者が実施するトラクターやビニールハウス、乾燥機等の新規導入に対する補助金として1,663万円を計上しました。

次に、教育費です。

サンライズホール整備事業費では、経年劣化による屋根の腐食により、あさひサンライズホールのいこいの広場の天井から雨漏りが発生したことから、その改修工事費731万2,000円を計上しました。

総合体育館施設整備事業費では、総合体育館の温風暖房機が故障し、老朽化が著しく修理が困難であることから、その更新費用827万2,000円を計上しました。

体育施設整備事業費では、競技規則の改正によりリレー競争の整備基準が変更となったこと

から、陸上競技場ライン改修工事費370万円を計上しました。

なお、これらに要する財源については、国・道支出金及び地方債などの特定財源のほか、財政調整基金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。また、地方債の補正については、歳出予算との関連から、所要の措置を講ずるものです。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛議員。

○6番（西川 剛君） 歳出予算総務費の学校臨時休業学習支援事業費、予算額566万9,000円についてお伺いいたします。

ただいま補正予算の説明で、学校長期休業に伴っての今年度の授業を夏休み・冬休みという部分で振り替える、それに伴う措置の人件費だと理解をいたしましたけれども、この特別教育支援員を初め各職員についての人件費の積算のもとになっております、いわゆる何日分の人件費として積算をされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

あわせて、その日数分が現時点で夏休み何日、冬休み何日といったところまではっきり確定をされているのか、振替の日程については今後の状況を見てということなのか、その辺の考え方についてお聞かせください。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

ただいま御質問いただきました学校臨時休業学習支援事業費についてでございます。

学校再開前に各学校にも現状を確認した結果、長期休業中、夏休み・冬休みなど20日間程度授業を行うことを想定しまして計上させていただきました。

もう一つ御質問いただきました具体的な日数等についてですが、こちらにつきましては、現在、学校とも協議をしているところでございまして、今後、決定をしていくということでございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽議員。

○13番（大西 陽君） それでは、ただいま提案がありましたG I G Aスクール構想の関連事業について賛成の立場で、関係して、本市のインターネット通信環境についてお聞きしたいと思います。

以前に御覧になったかと思うんですが、地元紙に市民から通信インフラに対する問題提起の寄稿がございました。要約すると、既存のADSL回線は通信速度や安定については満足のものではない、さまざまな支障があるということでありました。結果、十分な通信環境を得られていないということでありました。多くの市民はそういう思いがあるのではないかと思います。

そこで遡って、昨年の第2回定例会で真保議員よりインターネット通信環境の改善についての質問がございました。その答弁で市長は、光回線サービスエリアの拡大について通信業者と密に連絡を取り合い、情報共有や協議を進めるとしてございました。

そこで、その後の取り組みとあわせて、今後の進め方を改めてここでお伺いしたいと思いません。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 大西議員から御質問のありました通信回線、特に高速の光ファイバー網の整備等についての御質問についてお答えいたします。

今、政府も全国でそういった光ファイバーの整備を進めようということで、今回の第2次補正予算の中でも特に多くの予算を割いた上程がされるということを知っております。そうした部分につきましても、先般、総務省と北海道市長会のWeb会議が6月2日に行われまして、牧野市長も市長会副会長という立場で代表してこの光ファイバーの整備についての意見交換も行ってきたところです。その中では、この補助予算の額についても、当初一時は30億円だったものが今回500億円を超える予算ということで大幅に上積みされたという御説明があり、また、地方創生の臨時交付金についても活用してほしいというお話もあったところです。

ただ、一方で、地方負担についても全てが対象になるわけではないといった課題ですとか、実際にその維持管理に係る経費等についても、今後、自治体の大きな負担になるという課題も明らかになったところです。今回この光ファイバーの整備に当たっては、やはり相当な費用と期間もかかるということで、牧野市長からはそういった点も国に対して申し入れをしてきたところでもあります。

御質問のありましたこの光ファイバーの整備につきましても、自治体が整備する場合、それから通信事業者が実施する場合といったいろいろな整備手法がございます。私どもも例えば維持管理等のことを考えると、できれば通信事業者がその整備を担っていただきたいということで、これまでも検討を進めてきた、意見交換も行ってきたところではありますが、やはり通信事業者としても、ある一定のユーザーがいないと、その部分の整備というのは事業所単独では難しいというお話もあったところです。

そういった背景もありまして、国の制度としても、事業者が整備することに自治体が支援する、これに対してもそういった助成制度が利用できるということの制度改正になってきておりますので、そういった点も踏まえて、今後、そういった通信業者ももちろんですが、そういった利用者の声も含めてお聞きする中で検討してまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 昨年も検討すると、今回も検討するという事なんですが、それはそれでいいんですけども、今こういう情勢になって生活様式が変わってくると、例えば仕事についてもテレワークが多くなると。さらに、本市で先ほどの行政報告にありました移住ナビデス

クを開設して移住者を呼び込むと、そういう意味では、この通信回線の環境を整えるというのは極めて重要なことだし、大切なことだし、もう一つは、早期に取り組むことが大事だと思います。

改めてお聞きします。いつから、どう取り組むのか、具体的にお答えいただきたいと思いません。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） これまでの協議経過を少し触れさせていただきますと、例えば自治体が直接整備をするという場合につきましては、今、地域で整備が至っていない朝日地域の一部、それから上士別、多寄、温根別地区、全てを整備した場合について、やはり数十億円の費用がかかるという、粗い試算ですが、出てきております。

今回のG I G Aスクールの整備におきましても、光ファイバーを全て有線でケーブルを引いて実施するとなると、とても今年度中の実施は困難であるという背景もありますし、より効率的な運用という面でいけば、いわゆるモバイル、無線でのそういった通信の利用といったこともあわせて整備をするという今回提案をさせていただいております。

そういった意味では、大西議員おっしゃるとおり、こういった通信網の整備というのは非常に重要だという認識は私どもも持っておりますので、そこに向けた整備の手法、これについてはさまざまな手法が考えられると思いますので、まずはその財源の部分、整備主体につきましてもあわせて総合的に検討してまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 先ほど西川議員の御質問に対する答弁について、若干補足をさせていただきます。

先ほどお聞きをいただきました、この臨時休業中の積算根拠を20日と申し上げました。その次に、夏・冬休み確定しているのかということでございました。現段階、いろいろな情報の中で協議中でございます。我々としましても、予算上、この20日を最大限ということで、夏・冬休みについては、できるだけ子供たちの状況に変化がないようにということで、場合によっては、この20日間では短いということも想定をしながら、今そういう協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第13、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

令和2年9月30日をもって任期満了となる織田 勝氏を再度候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める次第です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） お諮りいたします。

本案については、推薦に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は推薦同意と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明6日から15日までの10日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、明6日から15日までの10日間は休会と決定いたしました。

なお、16日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦勞さまでした。

（午前11時08分散会）